

判例研究

UNCITRAL (国連国際商取引法委員会) が公表した 最新のウィーン売買条約が適用された裁判例について

元神戸学院大学法科大学院教授 富澤 敏勝

1. 本稿の対象とする裁判例について

本稿は、ウィーン売買条約（「国際物品売買契約に関する国際連合条約」、以下「CISG」という）が適用された裁判例を取り上げたものであるが、本論に入る前にまずは CISG について簡単に触れておく。

CISG は、国際売買契約に適用される万民型の統一法として、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）が作成し、1980年のウィーン外交会議で採択され、1988年1月1日に発効した。締約国は、2013年にバーレーンとブラジルが加入して、2013年12月現在80か国である。日本は、中国や韓国よりも出遅れたが、2008年7月1日にCISGに加入し、2009年8月1日に発効させた。締約国数にみられるように、イギリスを除いてCISGには世界貿易のプレーヤーとして登場するほとんどの国が加入しており、いまやグローバルスタンダードといっても過言ではない。日本の債権法改正にあたっては無視しえないゆえんである。

さて本稿は、2013年10月に開催された「企業法学会秋季大会」における個別研究報告に加筆修正をくわえたものである。報告時点ではUNCITRALが公表したCISGが適用された最新の裁判例であったが、その後に韓国7件およびポーランド6件が公表されており、脱稿時点では最新のケースが含まれていないことをお断りしておきたい。

したがって本稿では、UNCITRALが作成したデータベースCLOUT(Case Law on UNCITRAL Text)のうちから2013年6月25日公表分の7件(CLOUT Case No.1254~No.1260)を取り上げている(注1)。なおCLOUTの公表ベースでは最新であっても、必ずしも新しいものばかりでなく、古いものでは1995年に判決のあった裁判例もある。

ところでCLOUTは、権威あるデータベースではあるが、ケースによって精粗がみられる。そこで今回の内容紹介は単なるCLOUTの翻訳ではなく、CLOUTにくわえ下記のデータベースも参照し、再構成した。

- ① CLOUT (http://www.uncitral.org/uncitral/en/case_law.html)
- ② UNILEX (<http://www.unilex.info/>)
- ③ CISG-online (<http://www.globalsaleslaw.org/index.cfm?pageID=29>)

④ Pace University (<http://cisgw3.law.pace.edu/>)

上記は、いずれも CISG に関して権威あるデータベースであるが、それぞれ特徴がある。①は、UNCITRAL が運営するデータベースでケース番号が付されているので使いやすく、国際取引法フォーラムによる日本語訳もある(<http://jcit.kzo.jp/clout.php>)。②と③はどちらも CISG 研究の権威ある研究者（前者はボネル教授ら、後者はシュレヒトリーム教授・シュベントゥアー教授ら）によって運営されており、信頼性が高い。④は CISG に関して英文で最も詳細な情報が得られるデータベースである。

今回取り上げた7件のうち CLOUT No.1254 および No.1255 の2件はベルギーの判決で、No.1256 から No.1260 の5件がニュージーランドの判決である。ニュージーランドの5件のうち CISG がまともに適用されたのは、No.1256 のみであり、No.1258 は国際売買に関する事案であるが、CISG 適用基準（第1条）を満たしておらず、残り3件（No.1257、No.1259、No.1260）はニュージーランド国内の訴訟当事者間の事案であり、CISG が適用されたわけではなく、援用されたり立法例の一つとして言及されたりしているに過ぎない。

以上の裁判例から読み取れる CISG 解釈の傾向と個別事案のなかから CISG 解釈に資する事案を抽出してみたい。

2. ベルギー裁判例

(1) CLOUT Case No.1254、違約金条項事件（ベルギー・ハッセルト商事裁判所 1998 年 12 月 2 日判決）

ベルギーの買主（被告）が売買代金の支払を怠ったので、オランダの売主（原告）は、売買契約の一般条項に規定された違約金条項に基づく延滞利息 18%および約定損害賠償額 12%を含め売買代金支払請求訴訟を提起した。買主は、支払遅延は認めたものの、売買契約の違約金条項については不知を主張した。これに対し売主は、買主はズボーレ商業会議所で違約金条項を閲覧できるし、また契約締結時、買主にコピーを渡したから、違約金条項に拘束されると主張した。裁判所の判旨は、以下の通りである。

当事者間において CISG の規定に代わる規定を定めることはできるが（CISG 第6条）、違約金条項について当事者間に意思疎通がなされた証拠は認められず、同条項に拘束力はない。付言すれば沈黙はそれ自体では承諾にならないが（CISG 第18条第1項）、買主が主観基準および客観基準に照らして承諾の意思表示をなしたとは認められず（CISG 第8条）、また承諾を要しない実質的な契約変更にも当たらない（CISG 第19条）。したがって売主は、違約金条項に基づく請求をすることはできない。しかしながら CISG 第74条および第78条に基づいて、支払遅延に伴う損害および利息を請求することはできる。

(2) CLOUT Case No.1255、夏物衣類引渡停止事件（ベルギー・ハッセルト商事裁判所 1995年3月1日判決）

オランダの売主（被告）とベルギーの買主（原告）は、冬物衣類の売買契約を締結し、その冬物衣類が引き渡された。納品日は1993年8月24日と8月27日であり30日以内に支払うべきところ、買主は代金の一部しか支払わなかった。しかるに買主は、1994年2月8日と3月25日を納期とする夏物衣類を注文した。売主は1994年4月25日、冬物衣類の売買代金残額の支払を請求し、支払がなければ、夏物衣類の引渡しはできない旨通知した。これに対し買主は、注文した夏物衣類の納期が過ぎていることを理由に損害賠償請求の訴えを提起した。そこで売主は、引渡しの停止および契約解除を求め反訴した。裁判所の判旨は、以下の通りである。

買主が7ヶ月も支払を遅延していたのであるから、売主が2度目の注文の代金回収に不安を覚えるのは当然であり、売主はCISG第71条に基づき最初の売買代金全額の支払がなされるまで引渡しを停止する権利を有する。また契約解除請求については、売主の契約解除請求に理由があるので、CISG第73条および第64条に基づき売主の意思表示により解除することができる。

3. ニュージーランド裁判例

(1) CLOUT Case No.1256、中古トラック事件（ニュージーランド・控訴院(注2) 2011年7月22日判決）

オーストラリアの買主（原告・上诉人）は、ニュージーランドの売主（被告・被上诉人）からトラックを輸入したが、それにはオーストラリアの設計基準を満たしていることを示すコンプライアンス・プレートが貼られていなかった。このため買主は、輸入手続に手間取り、最終的には輸入できたものの、再売却したり州際ビジネスに使用したりすることのできない制限付許可しか得られなかった。そこで買主は売主に対し損害賠償訴訟を提起した。買主は、トラックが売買の時点でオーストラリアにおける登録ができる状態になかったため、CISG第35条第2項に規定する不適合物品に当たると主張した。原審の高等法院がニュージーランドの売主のCISG第35条第2項違反を認めなかったため、買主が上訴したのが本件である。控訴院は、上訴を棄却し、原審を維持した。

判旨は後述する通りであるが、本件はニュージーランド裁判例で唯一CISGがまともに適用された事案であり、また売主の輸入国公法規制遵守義務について参考にすべき点もあるので、詳しく取り上げる。

① CISG第35条第2項の解釈

CISGの解釈は、条約の規定に従って自律的に解釈すべきであるから(注3)、CISG第35条第2項について海外の先例を参照するに、売主は一般に輸入国の規制条項や基準の遵守に責任を負わないという原則が確立されている。この点、最も重要な判例であるニュージー

ランド産ムラサキ貝事件(ドイツ・連邦通常裁判所[最高裁判所]1995年3月8日判決、CLOUT No.123) (注4)においては、買主は、買主自身の国における特定の公法規定が遵守されていることを期待してはならないとする。さらに2000年から2007年におけるオーストリア最高裁の一連の判決において(注5)、通常使用目的の基準は売主の国における基準であるとする考え方が確立した。それはまた、単に売主が買主や仕向地の国を知っていることのみでは、その国の規制を遵守する義務を負わないものされた(注6)。

しかしながらニュージーランド産ムラサキ貝事件判決は、例外的に買主の国の規制が問題になる場合があるとする。その例外とは、①輸入国と同様の規制が売主の国にも存在するとき、②買主が輸入国の規制する諸規定について売主に注意を喚起し、かつ売主の技能と判断に依存していたとき、および③売主がその要件について、知りまたは知っているべき特別の事情があったとき、である。この③の特別の事情とは、(a)売主が買主の国に支店を有する場合、(b)当事者間で長い取引関係がある場合、(c)売主が買主の国へ頻繁に輸出している場合、および(d)買主の国において当該物品を宣伝販売している場合などが該当する(注7)。

ニュージーランド産ムラサキ貝事件の原則を踏襲し、上記③の特別の事情に基づいて売主の義務が認められた事案に、マンモグラフィ装置事件(アメリカ・ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所1999年5月17日判決、CLOUT Case No.418) (注8)とイタリア産チーズ事件(フランス・グルノーブル控訴院1995年9月13日判決、CLOUT No.202) (注9)とがある。前者は、買主の国における売主の支店の存在を理由に、後者は、売主と買主との継続的取引関係を理由に、売主が買主の国の公法規制を知っているべき特別の事情があったとされた。

ところで売主の義務違反を否定すべき特別な事情も考慮すべきである。買主が契約締結前に物品を検査する機会が与えられていたか否かは、この特別な事情に当たる。冷凍チキンレッグ事件(スペイン・グラナダ州裁判所2000年3月2日判決、COUT No.606)は、スペインの売主からウクライナ向けにアメリカの買主が購入した冷凍チキンについて、買主が物品のサンプルを検査する機会をもちながら、仕向地国における衛生要件に対する物品の不適合に関してなんら異議を唱えなかったとして、売主の物品適合性義務違反を否定した。

② CISG 第35条第2項の本件への適用

本件の場合、買主がクインズランドでトラックの登録に困難を来したのは、コンプライアンス・プレートが貼られてなかったことによる輸入許可手続に関するトラブルであるから、買主の国における公法または規制要件に係る問題であると特徴づけることができる。すると売主がこうした要件を知りまたは知っているべきであったという状況を具体的に買主が示さない限り、CISG 第35条第2項に基づく請求はできない。

ところでクインズランドにおけるトラックの登録要件とニュージーランドのそれとは異なるし、他方、買主は契約締結前に売主に登録要件についての注意喚起をしてはいない。したがって売主は、クインズランドの登録要件がいかなるものか知らなかったというべき

であり、売主が現実に知っていたという証拠はない。

では売主が知っているべきであったかどうか。この点、①売主がオーストラリアで宣伝広告による販売活動を行い、②本件取引の前に7台のトラックの輸出実績があったことは特別の事情になりうるかを検討する。まず①について、その広告によれば、船積条件はニュージーランド渡りまたはブリスベン埠頭渡しであって、ブリスベンの埠頭までで売主の役割は終了しており、クインズランドにおける登録は含まれていない。そして②のトラックの輸出実績については、今回同様にコンプライアンス・プレートがなかったにもかかわらず、なぜか難なく登録できていたので、売主は買主が輸入規則や登録問題に直面することは予測できなかったであろう。以上より、売主が知っているべきであった事情が存在したとはいえない。

また売主は、オーストラリアの輸入手続や設計基準コンプライアンスのための専門家の起用を明示的に推薦している。これにより売主は、契約当事者各々の役割を画そうとし、またオーストラリアの登録要件についての技能と知識の限界を買主に知らしめたということになる。

もう一つ考慮すべき重要な点は、買主は運送業者であり、自分の国の登録要件について、売主よりもよく知りうる立場にあったことである。そしてまた買主は、売主の勧めに従って専門家を起用し、ニュージーランドでトラックを検査し、助言を受けているのであるから、コンプライアンス・プレートの有無の問題を知るべき立場にもあった。

これに対し買主は、冷凍豚肉事件（ドイツ・連邦通常裁判所[最高裁判所]2005年3月2日判決、CLOUT No.774）（注10）を援用して、本件においてもトラックが不適合物品に当たると主張する。この冷凍豚肉事件においては、ドイツの買主がボスニア・ヘルツェゴビナ向けに購入したベルギー産豚肉のカドミウム汚染の疑いと消費地国を含むヨーロッパの公法規制が問題となった。この判決は、国際的な卸売や仲介取引においては、健康に害を与えるかも知れないことが単なる疑いであっても、その疑いが公法規制により物品の交易可能性が妨げられるならば、不適合に当たるとした。しかし冷凍豚肉事件では、豚肉が汚染されている疑いがあることが原因となって、輸出国を含むヨーロッパ全体において類似の公法規制が行われるようになったのに対し、本件の場合には、トラック自体に問題はなく、以前から存在していた公法規制だけが問題となったのであるから、本件とは事案を異にする。

以上の通り、売主がオーストラリアの規制の基準や要件を知っているべきであったという事情は認められない。したがって売主は輸入国公法規制遵守義務を負わないとする一般原則の適用を否定すべき理由はない。

次に特定の使用目的に適合することを求めるCISG第35条第2項(b)について検討する。この規定に関しては、買主が売主にオーストラリアで使用するつもりであることを知らせたことが特定目的を明示的または黙示的に知らせたことになりうるかが問題になる。この場合、売主の技能と判断に依存せずまたは依存することが不合理であれば、特定目的に適

合する義務は生じない (CISG 第 35 条第 2 項(b)第 2 文「ただし書」)。すると上述したように買主は売主に依存しておらず、それは不合理というべきであるから、売主は CISG 第 35 条第 2 項(b)に反したことになる。

(2) CLOUT No.1257、破産宣告取消事件 (ニュージーランド・オークランド高等法院 2002 年 3 月 27 日判決)

本件は、債権者・債務者とも両当事者がニュージーランド在住の女性で、国際取引とは無関係な破産事件である。本件破産事件には、その前段となる訴訟がある。債権者が横領の嫌で債務者を訴え、地方裁判所、高等法院を経て、控訴院で差し戻され、差戻審の最中に和解が成立した事案である。請求額は、横領されたとされる物件の価値 7,187ND に懲罰的損害賠償額 30,000ND および精神的ストレスに対する損害賠償額 30,000ND を加えた計 67,187ND であったが、8,000ND を支払うことで和解が成立し、全額支払いがなされた。和解契約書は全 4 条からなる簡単なもので、第 2 条で和解金の支払が横領事件に関する債権者の請求に対する完全かつ最終的な和解(full and final settlement)となる旨記載されていた。

一件落着と思われたところ後日になって、債権者は、訴訟を委任していた弁護士を解任し、債権者本人が債務者について破産手続を申し立てた。債権者は、高等法院と控訴院の裁判費用について債務者に請求できる決定を得ていたが、和解契約には裁判費用は含まれていないとの立場をとり、この裁判費用について、2 週間以内に支払のないときは、破産を申し立てることができるものとする捺印判決書(注 11)を取得し、これを武器に債務者が不払であるとして、破産手続の申立てを行ったのである。ところで債権者は債務者の住所を知らなかったため、交付送達に代わる代替送達(新聞掲載)によった。債務者は、破産宣告がなされたことを知らず、管財人からの通知によって初めて破産宣告がなされたことを知り、破産の取消しを申し立てた。それが本件であり、高等法院の判旨は以下の通りである。

債権者は、先の和解には高等法院と控訴院の裁判費用は含まれていないと主張する。したがって本件の争点は、和解契約にすべての請求が織り込まれていたか否か、すなわち和解が完全かつ最終的なものであったか否かである。契約の解釈は、契約文言が明白かつ明瞭であるときは、契約文言に語らせれば足りる。契約が明白さを欠きかつ不明瞭な場合の解釈原則は、契約締結当時の契約の背景事情および成立した状況を考慮して判断するのがニュージーランドの伝統的な方法である。

伝統的な方法は、契約締結前の交渉や契約締結後の行為を考慮することを認めてこなかった。しかし今や国内法となった国際売買契約を規律する CISG 第 8 条第 3 項は、当事者の意思解釈についてすべての状況を考慮することを求める。そして先例は一般に国内契約法は最善の国際的慣行に調和させたほうがよいとする見解が多数である。そこで本件に関しては、まず証拠の関連性と許容性について争いのない証拠のみに基づいて検討し、それでも明白ではない場合に、追加の証拠として契約締結前の交渉や契約締結後の行為を考慮することとする。

結果として本件の場合、和解の時の状況のみで判断しうる。すなわち和解の時点において、①当事者は、和解できなければ一からやり直さねばならないというプレッシャーのもとで、すべてを解決しようとしていたこと、②そもそも実損は 7,187ND であり、懲罰的損害額や精神的ストレスによる損害賠償額は水増しされたものであって、認められたとしても、少額しか期待できなかったこと、③既に確定した裁判費用については、それが和解に織り込まれてはいたはずであること、④同様に和解契約の時に未確定であった裁判費用についても、その扱いをどうするかを決めたはずであること、⑤裁判費用は審級ごとに計算されるが、訴訟は一つであり、別々に費用を分けて和解することはありえないこと、などの事情が認められる。したがって和解は完全かつ最終的なものであったものと認定する。よって債務者の債務は存在しないから破産手続を取り消す。

(3) COLUT No.1258、ベビー用革製ブーツ独占的販売店契約破棄事件（ニュージーランド・控訴院 2001 年 10 月 3 日判決）

ニュージーランドの売主とイギリス在住のニュージーランド人が所有するイギリス法人の買主とは、買主がイギリスにおいて売主のベビー用革製ブーツを販売するため独占的販売店契約を締結した。そして買主は、売主と競合する製品の製造および販売をしないことに同意した。数年間は良好な関係が続いたが、買主の要求する品揃えの拡充が売主と競合する製品に及ぶことから争いが生じ、売主は合理的な期間と考えられる 9 ヶ月前の通知により、契約を終了する旨を買主に通知した。他方、販売店契約の終了条項によれば、買主が最低購入数量を満たす注文ができなかったとき、またはいずれか一方の当事者が重大な契約違反をしたとき、契約を終了することができるものと定められていた。この規定を根拠として買主は、販売店契約の終了条項に反していないので、契約の終了を認めることはできないと主張した。そこで売主が契約終了を求めて訴えを提起し、原審が請求を棄却したので、上訴したのが本件である。

CLOUT には本件裁判の少数意見のみが掲載された。そもそも本件は、国際売買契約に関する争いではなく、国際販売店契約に関するものであるから、CISG が適用されることはない。CISG との関係でいえば、少数意見において信義誠実原則を援用するにあたり CISG 第 7 条第 1 項を例示していることのみである。その少数意見によれば、合理的な通知に基づく契約の終了が、契約の文言に含意されているか、またはそのように解釈できるか、という問題を出発点として概略以下のように述べている。

法は商業的に非現実的で耐え難い状況を放置すべきではなく、したがって裁判所は契約の履行に関して信義誠実原則を取り込むことを躊躇すべきではない。本件の場合、暫定的な事実認定によれば、被告は契約義務を誠実に履行していないとみられるから、原告は被告の契約不履行を根拠に合理的な通知によって契約終了による救済をうける余地がある。

伝統的なイギリス法は、客観主義に基づいて契約を解釈してきており、信義誠実原則を考慮に入れようとしなかった。18 世紀に信義誠実原則を主張する例がなかったわけではな

いが、傾向としては申込み、承諾および約因という形式的な概念の鑄型に事実を無理やり押し込めて解釈することが主流であった。

しかしながらイギリス法もそれから派生したニュージーランド法においても伝統的な形式的アプローチの欠点を無視することができなくなってきた。現に契約問題を扱うに際し、形式的アプローチを打ち破る判例が出てきており、多くの論文も契約義務の履行における信義誠実原則を取り上げている(注 12)。

翻って信義誠実原則に基づく契約履行義務に関する一般的義務の概念は、種々の立法例にもみられる。アメリカでは統一商事法典第 1-203 条および契約法リステイメント第 2 巻 205 条、国際的には 1994 年ユニドロワ商事契約原則第 1.7 条および CISG 第 7 条第 1 項がある。

信義誠実原則の概念は、正義と公正の結果をもたらすために設計された契約法の原則であり、契約義務の履行にかかわる契約法上の潜在的約束なのである。換言すれば、信義誠実原則とは、当事者の合意した共通の目的に対する誠実さおよび相手方当事者の理にかなった期待に対する一貫した誠実さであるといえる。

(4) CLOUT No.1259、競売品輸入関税事件 (ニュージーランド・控訴院 2001 年 4 月 2 日判決)

本件は、関税の基準となる輸入価格の算定が問題となった事案で、訴訟当事者は、ニュージーランドの落札者と税関である。日本の中古車 10 台を競売により取得したニュージーランドの落札者が通関するに際し、輸入価格に輸出手数料と検査費用が含まれるか否かが問題になった。税関が輸出手数料と検査費用が含まれると決定したので、落札者は、訴えを提起し、原審の高等法院が輸入価格から検査費用の除外しか認めなかったもので、上訴したのが本件である。控訴院の判旨は、以下の通りである。

本件の争点となっている輸入価格は売買契約により決せられるが、ニュージーランド・日本間の国際売買契約であるから、当時の日本が CISG の締約国でないとしても、CISG の規定により、一応は CISG が適用される (第 1 条第 1 項(b))。しかしながら CISG 第 2 条(b)により、競売は条約の適用から除外されるから、この問題は、本件契約の規定するところに従って判断すべきである。本件契約によれば、日本の業者は買付代理人として機能すると定められている。1996 年「関税および物品税法」第 60 条によれば、買付代理人への輸出手数料の支払は、輸入価格を構成しないから、輸入価格に算入する必要はない。よって請求を認容する。

(5) CLOUT No.1260、買取オプション付リース契約事件 (ニュージーランド・控訴院 1998 年 7 月 2 日判決)

本件も CISG が適用されたわけではなく、国内法の文言解釈に CISG が参照された事案である。買取オプション付リース契約に関して、レッシー (上訴人) がオプションを行使し、

物品・サービス税を差し引いて代金を支払った。レッサー（被上訴人）は、税引前の価格で支払を受けることになっていたとして訴えを提起した。リース契約のオプション条項には物品・サービス税の負担についての規定がなかったが、レッサーは、申込みや契約の草案の段階では税引前の価格で引き渡すことになっていたのであって、契約に錯誤があったと主張した。原審の高等法院は、1977年「契約の錯誤に関する法律」第6条に基づきレッサーの主張を認めたので、レッシーが上訴したのが本件である。控訴院の判旨は、以下の通りである。

1977年「契約の錯誤に関する法律」第6条に規定する「知っている」という文言は、現実の認識のみに限定されると解すべきである。これを拡張して「知っている」に擬制認識を含める意味に解釈することができるのは、条文が「知り、又は知っているべきであった」と明示的に規定している場合に限る。たとえば1994年売買法として国内法化したCISGは、第2条、第9条第2項、第38条第3項および第49条第2項において、「知り、又は知っているべきであった」という文言を用いて、擬制認識を包含することを明白にしている。したがって立法上、現実の認識を拡張することを意図するならば、その様に規定することが求められる。本件においてレッシーは、擬制認識に基づいてレッサーの錯誤を立証しようとしているのであるから、「契約の錯誤に関する法律」第6条に規定する「知っている」という要件を充足しない。よってレッシーは救済を受ける権利を有さない。

4. 裁判例の傾向と重要判例

(1) CISG 解釈の傾向

最後に今回取り上げた裁判例からみた傾向を考察したい。CISGの解釈が統一的な方向に向かうかどうかは、CISG締約国にとって重大な関心事である。もとより今回取り上げた裁判例をもって、全体的な解釈の傾向を推し量ることはできないが、少なくとも拡散してはいないといえよう。ベルギー裁判例は2件とも、CISGの規定に従って素直に解釈しており、CISG適用の典型事例として、テキストにも見えそうな内容である。ニュージーランド裁判例は、いささか趣を異にし、CISGの適用事案ではなくとも、CISGに言及したことのみをもって、CISGの適用された裁判例として提供したものととくである。積極的に情報発信することによりCISGの統一的解釈に貢献しようとしているのであろうか。裁判例(1)がCISG適用事例で、(2)ないし(5)はCISG適用事例ではないが、いずれの事案も統一的な解釈を指向しており、また国内法の規範の定立にまでCISGを取り入れている姿勢が認められる。このような一般的傾向が続くならば、CISGの解釈はより一層安定したものになるだろう。

(2) ニュージーランド裁判例(1)

今回取り上げた裁判例のうち最も重要と思われるニュージーランド裁判例(1)について総括しておく。売主は輸入国の公法規制遵守義務を負わないという原則は確立されているが、

この原則を否定する例外については検討すべき点が残されている。さらなる判例の蓄積による法的安定性が求められているが、ニュージーランド裁判例(1)は、この例外の問題をつぶさに検討している点で、この問題に1頁を加えたものと評価できる。

また原則の例外の例外、つまり原則を排すべき特別の事情に当たる場合であっても、それをさらに否定し売主の義務が生じない場合も検討課題である。たとえば輸入国に支店が存在する場合、判例法上原則が排除される特別の事情に当たるとされる。支店の場合同一主体であるから、それが妥当するとしても、企業のグローバル化が進んでいる昨今、企業が海外に様々な形態の拠点を持つことは珍しいことではなくなった。海外子会社や海外合弁会社のような別法人である場合、支店と同様に売主が責任を負わなければならないとすれば酷であるように思う。当該取引がそれらの法人の事業範囲に含まれている場合に限るなどなんらかの制限が必要になってくるであろう。今後の裁判例・仲裁例に注目したい。

(脚注)

(注1) CLOUT は 2013 年 9 月末現在、7 月 25 日付 9 件、8 月 2 日付 9 件を公表しているが、前者はカナダの MAL(Model Arbitration Law)適用事例であり、後者は MLCBI(Model Law on Cross-Border Insolvency)適用事例でカナダ 1 件、イギリスとアメリカ各 4 件である。

(注2) ニュージーランドにおいて最高裁判所が開設され、ロンドン枢密院司法委員会への上訴が廃止されたのは、2004 年 1 月 1 日である。したがって本件を除く裁判例(2)~(5)は、いずれも国内における最終審である。

(注3) 判決はここで、Peter Schlechtriem "Requirement of Application and Sphere of Applicability of the "CISG" (2005)36 Victoria University of Wellington Law Review 781 at 781-790(2005)を引用している。この論文でシュレヒトリーム教授は、CISG 第7条について次の三つの解釈指針を示している。すなわち①条約の国際的性質から国内法を排除して自律的に解釈すべきこと、②条約の適用における統一を促進するために条約の適用された先例に拘束されないまでも、説得力のある先例として考慮すべきこと、③条約の解釈次元において国際取引における信義の遵守を考慮すべきことである。

(注4) この事件は、ニュージーランド産ムラサキ貝をスイスの売主(原告)がドイツの買主(被告)に販売したが、この貝がドイツ厚生省の定める推奨基準を超えるカドミウムを含有していたので、買主が代金支払を拒絶したため、売主がドイツの裁判所に提訴した事案である。本件の簡明な解説に、高杉直「物品の適合性及び第三者の権利又は請求」杉浦保友=久保田隆編著『ウィーン売買条約の実務解説<第2版>中央経済社』(2011年)137頁がある。

(注5) オーストリア最高裁判決とは、①中古機械事件(2004年4月13日判決、CLOUT No.426)、②冷凍魚事件(2003年2月27日判決、CLOUT No.477・536)、③冷凍豚レバー事件(2006年1月25日判決、CLOUT No.752)、④足場板事件(2007年4月19日判決、CLOUT 未搭載、<http://cisgw3.pace.edu/cases/0704419a3html>)である。①は、ドイツからオーストリアに輸入さ

れた中古機械が欧州共同体指令の適合マークが貼られていなかったため、代金支払を拒絶した買主を提訴し、1 審は請求棄却したが、控訴審・上告審がこれを覆して 1 審に差し戻した事案である。最高裁は、CISG 第 35 条第 2 項(a)の通常使用目的に適するかどうかは、売主の国の基準により決定されるべきであり、買主の国の基準が適用されるのは、買主の国でも同様の基準が存在するか、当事者の合意によるか、または CISG 第 35 条第 2 項(b)に従って売主に知らされていた場合であると判示した。②は、ラトビアの顧客に転売するため冷凍魚を輸入したオーストリアの買主（被告）が、前年の漁獲物であるためラトビアへの輸入が許可されず、顧客から返品され、オランダの売主（原告）への代金支払を拒絶したので、売主が代金支払請求訴訟を提起した事案である。最高裁は、売主は前年漁獲分であることや買主と仕向地も知っていたが、それだけでは CISG 第 40 条に定める権利を売主が喪失したことにならないとし、別段の合意がない限り漁業取引は当該年に水揚げされたものとする国際的な慣習が存在するか否かにつき（CISG 第 9 条第 2 項）、審理を尽くすべきであるとして差し戻した。③は、セルビアの買主（原告）がオーストリアの売主（被告）から冷凍のポーク・レバーを輸入したが、セルビアの関税当局から通関を拒絶され損害を被ったため、売主を訴えた事案である。本件は、物品の適合性は、別段の合意のない限り、売主の国における基準に従って評価されるべきであるとし、3 つの審級のすべてにおいて請求が棄却された。④は、フランスの売主（被告）がオーストリアの買主（原告）に引き渡した足場板は合意された安定性を欠きかつヨーロッパ基準を満たさない不適合物品であるとして、買主が損害賠償請求を提起した事案である。売主は、買主の国の基準を充足する義務はないのが原則であるが、本件の場合、契約交渉中に使用目的が売主に伝えられているので、CISG 第 35 条第 2 項(b)に基づいて買主の請求が認容された。

(注 6) 前掲 5) ②の冷凍魚事件における判示である。

(注 7) この点は、ニュージーランド産ムラサキ貝事件においてドイツ最高裁が判示したのではなく、先例を参考にした控訴院の判断である。

(注 8) 仲裁判断について米連邦仲裁法に基づく司法判断が求められた事案である。イタリアからアメリカに輸入されたマンモグラフィ装置がアメリカの安全基準を満たしていなかったことから、イタリアの売主が損害賠償を請求された。売主がアメリカに支店を有していたことから、輸入国の規制を知りうる立場にあったとして、請求が認められた。

(注 9) イタリアからフランスに輸入されたチーズがフランスの食品表示規制に違反していたことが問題になったが、イタリアの売主とフランスの買主との間で数カ月に及ぶ取引関係があり、売主はフランス向けであることを知っていたのであるから、フランスの食品表示規制を遵守する義務があるとされた事案である。

(注 10) ベルギーの売主からの債権の譲受人（原告）がドイツの買主（被告）を提訴した事案であり、原審が請求を棄却したので、上告した。当時、ベルギー産豚肉はダイオキシンに汚染されている疑いがあったので、保険許可証を義務付けるドイツの政令が 1999 年 6 月 11 日に制定され、ベルギーにおいても同様の政令が 1999 年 7 月 28 日に制定されるという状況にあ

った。ドイツ最高裁は、輸出国であるベルギーの政令の効力が及ぶ期間の取引についてのみ
代金減額を認めた。

(注 11) *sealed judgment*、支払期日から 2 週間以内に支払がなければ破産手続が開始される。

(注 12) CISG と信義則の関係については、加藤亮太郎『国際取引法と信義則』信山社 (2009 年)
23 頁～55 頁が詳しい。本書は、CISG を中心にユニドロワ国際商事契約原則やヨーロッパ契
約法原則との関係を分析し、信義則について正面から論じている。